

賃貸住宅管理会社・住宅管理者向け

児童虐待

対応のためのガイドライン



奈良県

登場人物



賃貸住宅管理会社

- 賃貸管理している住人から児童虐待の相談を受ける。



近隣住民

- 隣の家で子どもが虐待されているのではないかと心配し、賃貸住宅管理会社に相談する。

児童虐待防止法第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、(中略) 児童相談所に通告しなければならない」と規定。通告は国民の義務とされている。



虐待をしてしまった保護者と子ども

- 児童虐待は子どもが生活する場所・場面で発見される。
- 虐待をしてしまうのは様々な要因があるといわれている。



市町村児童福祉課

- 児童や家庭の相談に応じている機関。
- 各市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会(子どもを見守る児童虐待ネットワーク)の事務局でもある。
- 保育所や学校などと連携して子どもの安全確認を行う。

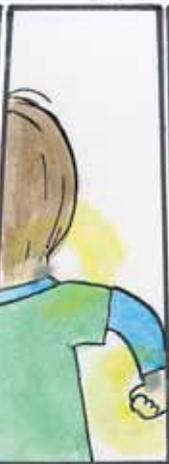


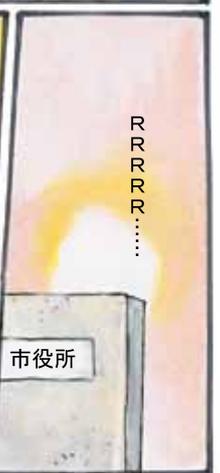
こども家庭相談センター(児童相談所)

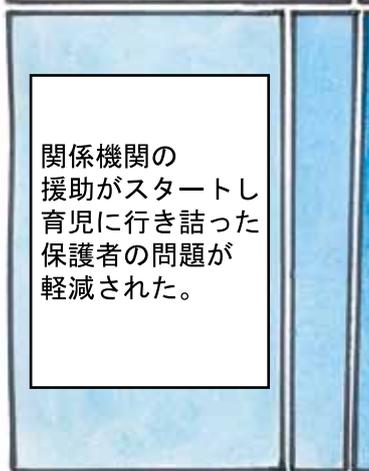
- 子どもの一時保護や心理判定など専門的な援助を行う機関。
- 奈良県には中央こども家庭相談センターと高田こども家庭相談センターの2カ所が設置されている。











今、全国で児童虐待の件数が増加し、子ども達の命が奪われる痛ましい事件も起きています。

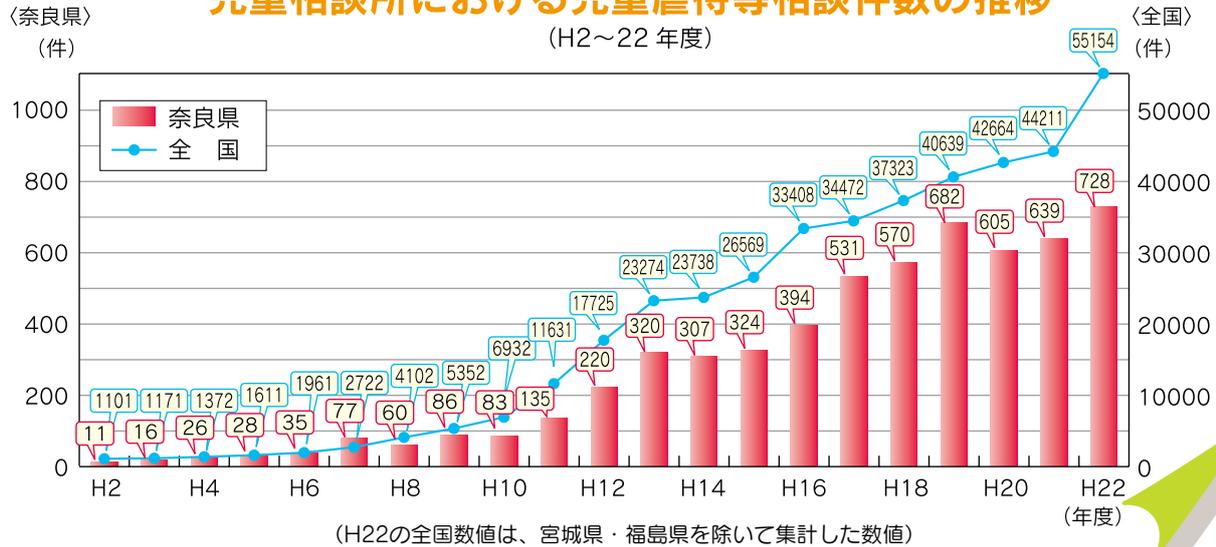
【※ 平成21年4月～22年3月 虐待死した児童は49人】

(国の社会保障審議会専門委員会報告より)

子ども達を救うためには情報が必要です。



児童相談所における児童虐待等相談件数の推移



そんなに児童虐待が増えているんですか。

賃貸住宅管理会社やマンション管理人ができることってあるのですか？

法律では、児童虐待を疑った全ての方が通告しなければなりません。ですが、マンガにあるように、入居者の方が児童虐待を疑っても市町村の窓口やこども家庭相談センターに通告せずに賃貸住宅管理会社や管理人さんに相談されることがあります。そんな場合には是非、会社や管理人さんから私どもへ相談（通告）頂きたいのです。



児童虐待の防止等に関する法律

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。



児童虐待を疑われているご家族も私たちのお客様です。通告したことが分かってしまうと、業務に支障が生じるおそれを心配します。

児童虐待の防止等に関する法律

(児童虐待に係る通告)

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

市町村の窓口やこども家庭相談センターが通告を受け対応する場合、虐待を疑われている方に、誰が通告したのかをお話することは絶対にありません。

(児童虐待防止法第7条)



そもそも児童虐待とは何ですか？
しつけと虐待の違いは何ですか？

児童虐待の種類は、

- ①**身体的虐待**：殴る・蹴る・熱湯やたばこで火傷させる など
 - ②**ネグレクト**：食事を与えない・車の中に放置する・身体や衣服を不潔なままにする など
 - ③**心理的虐待**：怒鳴る・言葉で脅かす・無視する・他のきょうだいと差別する・DVを見聞かせる など
 - ④**性的虐待**：わいせつな行為の強要・わいせつな画像の被写体にする など
- の4つの種類に分類されています。

しつけと虐待は違います。

- しつけ**とは……子どもが感情や行動を自分でコントロール出来るように導くこと
 - ・他の子や周囲の人と適切に交流できるように教える
 - ・子どもの良いところを伸ばすよう心がける など
- 虐待**とは……子どもの行動を力によってコントロールしようとする事
 - ・身体的な痛みや過剰な罰を加える・食事を与えない等、子どもの基本的な権利を奪う
 - ・情緒的な攻撃をする など





単純に夜泣きが激しい場合もあるし・・・。
児童虐待かどうかの判断って難しいですねえ。



「いつもと違うな」「なんか変だな」という気づきが大切です。今の時代、虐待は特別なことではなく私たちの周りでも起きるものです。「まさか虐待じゃないだろう・・・」とためらわずに通告してください。

児童虐待発見のサイン

子どものサイン

身体

- | | |
|---|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 身体に理由がはっきりしないアザが絶えない | <input type="checkbox"/> 不自然な火傷 |
| <input type="checkbox"/> 切り傷、ひっかき傷 | <input type="checkbox"/> 骨折 |
| <input type="checkbox"/> 著しい低身長・低体重 | <input type="checkbox"/> 虫歯の未治療 |

行動

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 保護者を怖がる | <input type="checkbox"/> おびえた泣き方をする |
| <input type="checkbox"/> いつもおどおどしていて、何気なく手をあげても身構える | <input type="checkbox"/> 身体接触を異常に嫌がる |
| <input type="checkbox"/> 緊張が高い | <input type="checkbox"/> 表情や反応が乏しく、元気がない |
| <input type="checkbox"/> 親がいると顔をうかがうが、親がいないと全く関心を示さない | <input type="checkbox"/> 基本的な生活習慣が身についていない |
| <input type="checkbox"/> 身体・衣服が非常に不潔である | <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多い |
| <input type="checkbox"/> 給食やおやつをむさぼるように食べ、おかわりを何回もする | <input type="checkbox"/> 大人を試したり、独占しようとし、まとわりついて離れない |
| <input type="checkbox"/> 目が無表情、凍りついた瞳 | <input type="checkbox"/> 年下の子どもと遊ぶことが多く、時に威圧的 |
| <input type="checkbox"/> 些細なことで直ぐにカーツとなり、乱暴な言動がある | |

保護者のサイン

状況

- | | |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 家の中が乱雑・不衛生 | <input type="checkbox"/> 夫婦仲が悪い |
| <input type="checkbox"/> 地域で孤立している | <input type="checkbox"/> 不自然な転居歴 |

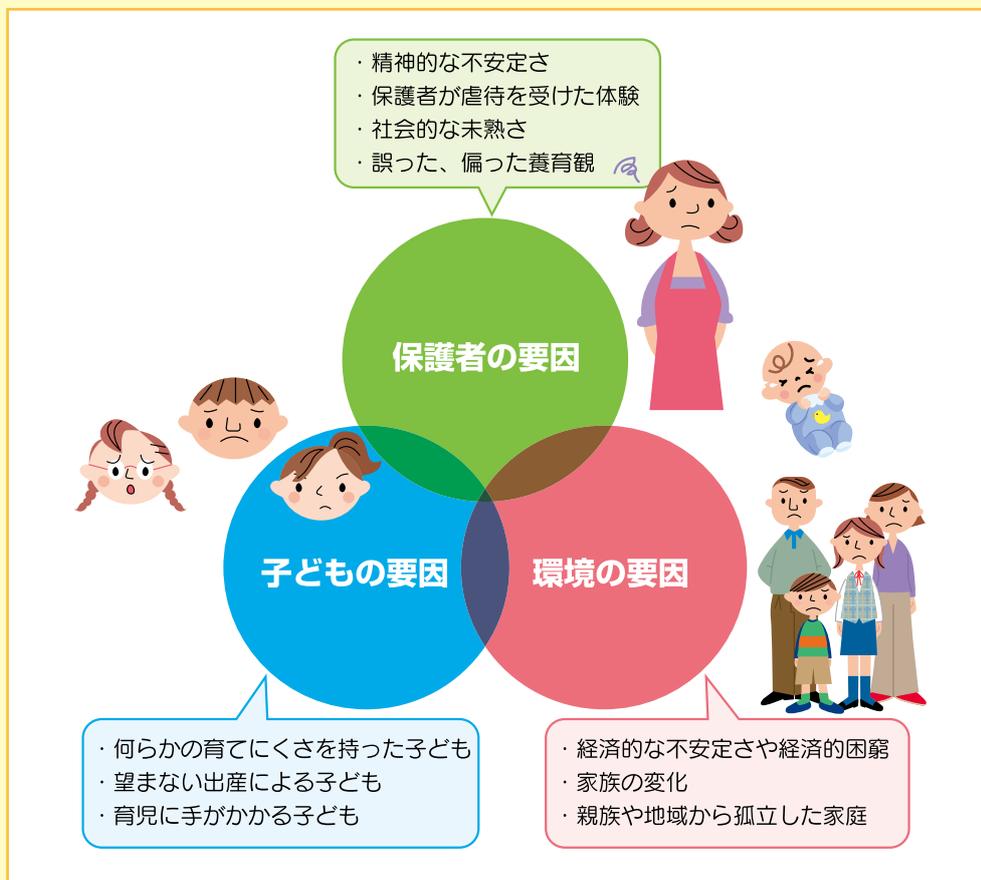
行動

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 極端ないらだち、不安定 | <input type="checkbox"/> 被害者意識が強く、イライラし、かかわりが乏しく、冷たい態度 |
| <input type="checkbox"/> 怒り方が異常 | <input type="checkbox"/> 甘やかすのは良くないと極端に強調 |
| <input type="checkbox"/> 能力以上のことを無理矢理押し付ける | <input type="checkbox"/> 思い通りにならないと、すぐに体罰 |



通告された人はかわいそう・・・。
そんな気持ちがどうしても残ってしまうんですが。

誰も好き好んで子どもを虐待する人はいないでしょう。虐待は保護者、子ども、環境の要因から起きると言われています。一つ一つの児童虐待を解決するのは家族が抱えているしんどさを取り除いてあげること、一緒に支えてあげることが大切です。



つまり家族を援助することが児童虐待の解決につながるのです。そして通告や相談・連絡はこれまで誰にも気づかれていなかったしんどさに気づいて、援助をスタートできる大切なきっかけになるのです。



援助の例

通告の受理



関係機関への調査



※市町村職員等の調査には
ご協力ください

具体的な援助

- 保育所への入所
- 福祉サービスの活用
- 定期的な相談員の訪問
- 児童福祉施設の利用
など



相談員の 家庭訪問



個別ケース 検討会議



通告・相談等連絡先

奈良県中央こども家庭相談センター

〒630-8306 奈良市紀寺町833 TEL 0742-26-3788 FAX 0742-26-5651

奈良県高田こども家庭相談センター

〒635-0095 大和高田市大中17-6 TEL 0745-22-6079 FAX 0745-23-5527

全国共通ダイヤル

0570-064-000

* 一番近くの児童相談所に電話がつながります。

各市町村児童家庭相談窓口

市町村担当課	電話番号
奈良市 子育て相談課	0742-34-4804
大和高田市 児童福祉課	0745-22-1101 (内585)
大和郡山市 こども福祉課	0743-53-1151 (内526)
天理市 児童福祉課	0743-63-1001
橿原市 子育て支援課	0744-20-0220
桜井市 児童福祉課	0744-42-9111 (内281)
五條市 保健福祉センター	0747-25-2631
御所市 児童課	0745-62-3001
生駒市 子どもサポートセンターゆう	0743-73-1005
香芝市 児童福祉課	0745-79-7522
葛城市 子育て福祉課	0745-48-2811 (内2104)
宇陀市 福祉課	0745-82-2236
山添村 保健福祉課	0743-85-0045
平群町 福祉課	0745-45-5872
三郷町 福祉政策課	0745-73-2101
斑鳩町 福祉課	0745-74-1001
安堵町 健康福祉課	0743-57-1591
川西町 健康福祉課	0745-43-2575
三宅町 健康福祉課	0745-43-3580
田原本町 健康福祉課	0744-34-2098

市町村担当課	電話番号
曽爾村 住民生活課	0745-94-2101 (内233)
御杖村 保健福祉課	0745-95-2828
高取町 住民福祉課	0744-52-3334 (内130)
明日香村 健康づくり課	0744-54-5550 (内506)
上牧町 福祉課	0745-76-1001 (内115)
王寺町 福祉介護課	0745-73-2001 (内138)
広陵町 福祉課	0745-55-6771
河合町 福祉政策課	0745-57-0200
吉野町 長寿福祉課	0746-32-0521
大淀町 福祉課	0747-52-5501
下市町 住民福祉課	0747-52-0001
黒滝村 保健福祉課	0747-62-2031
天川村 住民課	0747-63-9110
野迫川村 住民課	0747-37-2101 (内61)
十津川村 福祉事務所	0746-62-0902
下北山村 保健福祉課	07468-6-0015
上北山村 住民課	07468-2-0001 (内12)
川上村 住民福祉課	0746-52-0111 (内25)
東吉野村 住民福祉課	0746-42-0441